

契約概要 ~ご契約の概要について~

この「契約概要~ご契約の概要について~」はご契約に際し、保険商品の内容をご理解いただくために特に重要な事項をわかりやすく説明したものです。お申込み前に必ずご一読のうえ、内容をご確認ください。ご契約後も大切に保管くださいますようお願いいたします。また本書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳しくは後日送付する「普通保険約款/特約」の内容を十分にご確認いただくことをあわせてお願いいたします。ご不明な点につきましては、当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

カスタマーサービスセンター **ご契約者様専用受付 0120-937-875** 受付時間:9:00~18:00(土・日・祝日も受付)
「アクサダイレクトの入院手術保険」 **ご契約をご検討の方 0120-937-944**

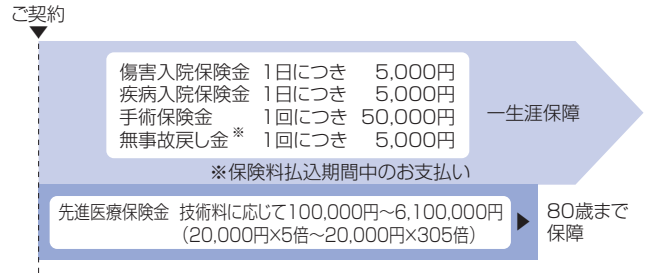
1 商品の仕組みについて

■この保険商品の正式名称:入院手術保険

「アクサダイレクトの入院手術保険」は、入院手術保険普通保険約款(無事故戻し金特則付)に先進医療特約を付帯した商品です。

■特長:ケガや病気による治療を目的とする入院または手術の際の保障が確保できる商品です。

■仕組み図【入院保険金日額 5,000円の場合】



2 保障内容について

保険金などをお支払いする場合および保険料の払込を免除する場合は次のとおりです。詳しくはP.5~7の「その他の事項 3 入院手術保険の保障内容」および「普通保険約款/特約」などをご確認ください。

1. 保険金など

傷害入院保険金	・責任開始期以後に発生した事故による傷害を直接の原因として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の保険期間中に、治療を目的とする入院をした場合、1日につき保険証券記載の傷害入院保険金日額をお支払いいたします。 ・お支払いする保険金は、1回の入院につき60日まで、保険期間を通じて1,095日を限度とします。
疾病入院保険金	・責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に、治療を目的とする入院をした場合、1日につき保険証券記載の疾病入院保険金日額をお支払いいたします。 ・お支払いする保険金は、1回の入院につき60日まで、保険期間を通じて1,095日を限度とします。
手術保険金	・責任開始期以後に発生した事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に、治療を目的とする手術を行った場合、手術1回につき保険証券記載の手術保険金額をお支払いいたします(公的医療保険制度の医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術に限りません)。 ・一部の手術を除き回数無制限で保障いたします。(一部の手術は60日に1回が限度となります。)
無事故戻し金(無事故戻し金特則)	・1年ごとの無事故判定期間中に入院保険金または手術保険金のお支払いがなかった場合に、保険証券記載の無事故戻し金をお支払いいたします。 ・保険料払込期間中に限りお支払いいたします。
先進医療保険金(先進医療特約)	・責任開始期以後に発生した事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、この特約の保険期間中に、先進医療(注1)による療養を受けた場合は、先進医療に係わる技術料に応じて、保険証券記載の先進医療保険金額(20,000円)の5~305倍をお支払いいたします。 ・お支払いする保険金は、保険期間を通じて700倍をもって限度とします。

2. 保険料払込の免除

保険料払込の免除	責任開始期以後に発生した事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、所定の障害状態(注2)に該当された場合、以後の保険料の払込を免除いたします。
----------	--

(注1) 先進医療とは、公的医療保険制度を定める法律(健康保険法等)に規定された評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療をいいます。
(注2) 対象となる障害状態については、詳しくはP.6~7の「その他の事項 3 入院手術保険の保障内容 ■保険料払込の免除について」をご確認ください。

3 保険金をお支払いできない主な場合

次のいずれかに該当する場合は保険金をお支払いしません。詳しくは「普通保険約款/特約」をご確認ください。

- ・責任開始期前に発生した事故による傷害または発病した疾病を原因とする場合(注)
- (注) ただし、責任開始期前に発生した事故による傷害または発病した疾病であっても、責任開始期から2年を経過した後に入院を開始した場合または手術を受けた場合は、その入院または手術については保険金をお支払いします。
- ・次のいずれかによって発生した事故による傷害または発病した疾病
 - ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
 - ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ③ 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
 - ④ 被保険者が酒に酔った状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑥ 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とするもの
 - ⑦ 被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用。ただし治療を目的として医師が薬物を用いた場合を除きます。
 - ⑧ 被保険者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用によるもの
 - ⑨ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑩ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ⑪ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑫ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑬ ⑩から⑫までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑭ ⑫以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑮ 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの など

4 保険料の払込を免除しない主な場合

次のいずれかに該当する場合は保険料の払込を免除しません。詳しくは「普通保険約款／特約」をご確認ください。

- ・責任開始期前に発生した事故による傷害または発病した疾病を原因とする場合
- ・「がんによる保険料払込の免除特約」について、責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定された場合
- ・次のいずれかによって発生した事故による傷害または発病した疾病
 - ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ③被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
 - ④被保険者が酒に酔った状態で自動車等を運転している間
 - ⑤被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑥被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とするもの
 - ⑦被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用。ただし治療を目的として医師が薬物を用いた場合を除きます。
 - ⑧被保険者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用によるもの
 - ⑨被保険者に対する刑の執行
 - ⑩戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ⑪地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑫核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑬⑩から⑫までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑭⑬以外の放射線照射または放射能汚染

など

5 付帯できる特約とその概要

この商品には、「先進医療特約」が自動付帯されています。また、ご契約時に任意で「がんによる保険料払込の免除特約」を付帯することができます。詳しくはP.5～7の「その他の事項」3 入院手術保険の保障内容、「普通保険約款／特約」などをご確認ください。

6 保険期間(保険のご契約期間)

この保険の保険期間(保障の対象となる期間)は終身(被保険者が死亡されるまで)となります。ただし、「先進医療特約」は80歳(被保険者の満年齢が80歳に達した後に到来する最初の年単位の始期応当日の前日)までの保障となります。

7 引受条件(保険金額等)について

「アクサダイレクトの入院手術保険」は入院時の1日あたりのお支払額である「入院保険金日額」を、「5,000円」「7,000円」「10,000円」の3つからお選びいただけます。お引受可能な被保険者の年齢は、保険料払込期間により、右の通りとなります。

保険料払込期間(注)	ご契約可能年齢
100歳払込	満20歳～満65歳
100歳払込(55歳以降保険料半額)	満20歳～満50歳
55歳払込	

(注) 先進医療特約の保険料払込期間は、100歳払込の場合は80歳払込、55歳払込の場合は55歳払込となります。

8 保険料について

保険料は保険始期日時時点の満年齢(契約年齢)をもとに、「入院保険金日額」・「保険料払込期間」・「がんによる保険料払込の免除特約の付帯の有無」により決まります。詳しくは申込書類またはホームページの「保険料表(保険料試算画面)」等にてご確認ください。

9 保険料の払込方法および払込期間について

■保険料の払込方法について

保険料は毎月お払いいただく「月払」にて、口座振替またはクレジットカードによりお払いいただけます。

なお、インターネットからお申込みいただく場合は、クレジットカード払いのみとなります。

■保険料払込期間について

「100歳払込」・「100歳払込(55歳以降保険料半額)」・「55歳払込」の3通りからお選びいただけます。

10 満期返戻金・契約者配当金・解約返戻金について

■満期返戻金・契約者配当金について

この商品に満期返戻金・契約者配当金はありません。

■解約返戻金について

・入院手術保険の保険料払込期間中の解約時には解約返戻金はありません。保険料払込期間満了後に解約された場合は、入院保険金日額(注)の10倍を解約返戻金としてお支払いします(保険料払込期間中の保険料がすべて払込まれていることを要します。)

(注) 保険期間の途中で、入院保険金日額を減額された場合は、解約日時点の入院保険金日額が適用されます。

・特約には、解約返戻金はありません。

11 ご契約内容の登録について

当社は、損害保険制度が健全に運営され、入院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、保険契約等に関する事項を(社)日本損害保険協会へ登録します。損害保険会社等の間では、登録情報により、保険契約や保険金請求の状況について確認を行い、保険契約の存続または保険金のお支払いの参考とします。

12 相談、苦情、連絡等の窓口について

■商品に関するお問い合わせ、お申込手続き、ご契約内容変更手続き等は、アクサダイレクト【カスタマーサービスセンター】にて承ります。

0120-937-944 【新規のお客様専用】

受付時間：9:00～18:00(土・日・祝日も含みます)

0120-937-875 【ご契約者専用】

受付時間：9:00～18:00(土・日・祝日も含みます)

■当社へのご相談・苦情は、アクサダイレクト【お客様相談室】にて承ります。

0120-449-669 【お客様相談室】

受付時間：月～金 9:00～17:00(土・日・祝日はお休みです)

■事故の受け付けは、アクサダイレクト【事故受付サービスセンター】にて承ります。

0120-936-508 【医療傷害保険請求受付専用】 受付時間：9:00～20:00(土・日・祝日も含みます)(12/31～1/3を除きます)

■保険会社との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人外国損害保険協会にご相談いただくこともできます。

03-5425-7854 【外国損害保険協会】

受付時間：月～金 9:00～17:00(12:00～13:00を除きます)(土・日・祝日はお休みです)

注意喚起情報 ～ご契約の際にご注意いただきたい事項～

この「注意喚起情報～ご契約の際にご注意いただきたい事項～」はご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただけますようお願いいたします。ご契約後も大切に保管ください。また本書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳しくは後日送付する「普通保険約款/特約」の内容を十分にご確認いただくことをあわせてお願いいたします。ご不明な点につきましては、当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

カスタマーサービスセンター 契約者様専用受付 **0120-937-875** 受付時間：9:00～18:00(土・日・祝日も受付)
「アクサダイレクトの入院手術保険」 契約をご検討の方 **0120-937-944**

1 クーリング・オフ制度について

- ・ご契約のお申込み後であっても、保険証券を初めてお受け取りになった日から、その日を含めて8日以内であれば、書面により保険契約の撤回または解除(クーリング・オフ)をすることができます。
- ・ご契約の撤回が適用された場合、お申込みいただきました保険料を返還します。ただし、ご契約を解除される場合は、ご契約の解除日までの期間に相当する保険料を日割でお支払いいただく場合がございます。
- ・お送りいただいた書面の消印日をお申し出日とさせていただきますので、クーリング・オフをご希望される場合には、記入例をご参考に、次の必要事項をご記入のうえ、必ず郵便(封書またはハガキ)にてご通知ください。電話・FAX・Eメールなどのお申出はできませんのでご注意ください。
- ・すでに保険金をお支払いする保険事故が発生しているのを知らずにクーリング・オフのお申出をされた場合は、お申出はなかったものとみなします。

<記入例>

下記の保険契約をクーリング・オフします。←

〒
あくさ たろう
垂草 太郎
TEL 03-
証券番号 9999999999999999
保険料振込口座
〇〇〇〇銀行 〇〇〇〇支店 普通 99999999
口座名義 垂草 太郎 様

- ①ご契約をクーリング・オフする旨の内容
- ②ご契約者様の郵便番号・ご住所
- ③ご契約者様のお名前、フリガナ(フルネームでご記入ください。)
- ④押印(必ず押印ください。押印のない場合はクーリング・オフのお申出をお受けできません。)
- ⑤電話番号(ご自宅または日中のご連絡先)
- ⑥証券番号(保険証券をご覧ください。)
- ⑦保険料返還口座(必ずご契約者様ご本人名義の銀行・信用金庫/組合の口座をご指定ください。)

<送付先> 〒134-8790 東京都江戸川区西葛西8-4-6 アクサ損害保険株式会社 東京センター 医療保険契約管理行

2 契約締結時における注意事項

■告知義務について

- ・保険制度は、多数の人々が保険料を出しあって相互に保障しあう制度です。したがって、はじめから健康状態の悪い人や危険な職業に従事している人などが他の方と同じ条件でご契約されると保険料負担の公平性が保てなくなります。このため、ご契約のお申込みにあたっては、ご契約者および被保険者になられる方には、当社が重要な事項として告知を求めた事項(申込書に★が付された項目をいいます。以下「告知事項」といいます。))にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知いただいた内容によっては、他のご契約者の方との公平性を保つために、ご契約のお引受けをお断りすることがあります。
- ・お申込みの際は、必ずご契約者および被保険者ご本人が申込書・告知書・意向確認書をご自身でご記入(インターネットによるお申込みの場合は契約申込画面に被保険者ご自身でご入力)ください。
- ・お電話による口頭でのお申出、FAX、Eメールなどのお申出はできません(告知いただいたことになりません)のでご注意ください。
- ・当社の損害保険募集人および取扱代理店は、告知受領権を有していません。したがって損害保険募集人および取扱代理店に口頭でお話しされただけでは告知いただいたことになりません。

■告知義務違反による保険契約の解除

- ・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知された場合、当社は責任開始期より2年以内であれば、「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。また、責任開始期から2年経過後であっても、保険金の支払事由および保険料払込の免除事由が2年以内に生じていた場合には、契約締結時または復活時から5年以内であれば、当社がご契約を解除することがあります。
- ・告知義務違反により当社がご契約を解除した場合には、たとえ保険金の支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料払込の免除事由が発生していても、保険料の払込を免除することはできません。ただし、「保険金の支払事由または保険料払込の免除事由」と「解除の原因となった事実」に因果関係がないことが確認された場合には、保険金をお支払いし、または保険料の払込を免除することがあります。

■お申込み内容のご検討にあたっての注意点

- ・ご契約のお申込み後、保険金額の増額および「保険料払込期間」の変更(延長・短縮)はできません。また、お申込み後に「がんによる保険料払込の免除特約」を中途で付帯することはできません。よくご検討いただいた上でお申込みいただくようお願いいたします。

■保険金請求時などの確認について

- ・ご契約のお申込み後または保険金のご請求および保険料払込の免除のご請求の際、当社または当社が委託する者が、告知いただいた内容またはご請求内容などについて確認させていただくことがございますので、ご了承ください。

■重大事由による解除について

- ・次のいずれかに該当する事由がある場合は、当社がご契約を解除することがあります。
 - ① 保険金を支払わせることまたは保険料払込を免除させることを目的として、保険金の支払事由または保険料払込の免除事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと
 - ② 保険金または保険料払込の免除の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと
 - ③ 他の保険契約等との重複により保険金の合計額が著しく過大となって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること
 - ④ その他上記と同等の事由があったこと
- ・①～④の事由により当社がご契約を解除した場合には、それらの事由が生じた時から解除がなされた時まで、たとえ保険金の支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料払込の免除事由が発生していても、保険料の払込を免除することはできません。

3 保障を開始する時期(責任の始期)について

保険責任は、保険証券に記載された責任開始期(保険始期日)の午前0時に始まります。ただし、「がんによる保険料払込の免除特約」については、責任開始期からその日を含めて91日以後に保険料払込の免除事由が生じた場合から、保険料の払込を免除します。また、所定の払込猶予期間内に第2回目以降の保険料の払込がなく、保険契約が失効した場合で、ご契約者から復活の請求があり、所定の手続きのうえ、所定の期日までの未払込保険料を一括して当社にお払いいただき、当社が復活を承諾したときは、当社が未払込保険料を領収した時が責任開始期となります。

4 契約締結後における留意事項

■保険証券などについて

- ・ご契約が成立しますと、当社は保険証券およびお申込みの際ご記入(またはご入力)いただいた告知書および意向確認書の写しをご契約者へ送付します。記載された内容が、お申込みの際のものとは違ってないか、また、告知された内容に誤りがないかどうか、もう一度よくご確認ください。万が一内容が異なっていたり、第1回保険料をお支払い後、3週間経過しても保険証券が届かない場合は、当社カスタマーサービスセンター(0120-937-875)までご連絡ください。
- ・保険証券は、保険金請求などの手続きの際に必要なとなりますので大切に保管してください。

■各種変更手続きなどについて

- ・次の場合には、当社カスタマーサービスセンター(0120-937-875)まで必ずご連絡ください。

・保険証券を紛失された場合	・結婚などにより改姓された場合
・転居・町名変更などにより住所を変更された場合(当社ホームページからの手続きも可能です。)	・保険料の払込方法を変更(クレジットカード払いから口座振替への変更など)されたい場合
・入院保険金日額の減額(注)や付帯されている特約の解約をご希望される場合	・ご契約者(被保険者)の方が死亡された場合(この場合、保険契約は消滅します。)

(注)入院保険金日額を減額されますと、同時に、手術保険金額、無事故戻し金額も減額になります。

なお、以下のご契約内容の変更は取扱っておりませんのでご了承ください。

・ご契約者の変更 ・保険料払込期間の変更 ・入院保険金日額の増額および特約の中途付帯

5 保険金をお支払いできない主な場合および保険料払込の免除をしない主な場合

保険金をお支払いできない主な場合および保険料払込の免除をしない主な場合については、P.1の「契約概要」3「保険金をお支払いできない主な場合」およびP.2の「契約概要」4「保険料払込の免除をしない主な場合」をご確認ください。

6 保険料の払込について

■保険料払込方法について

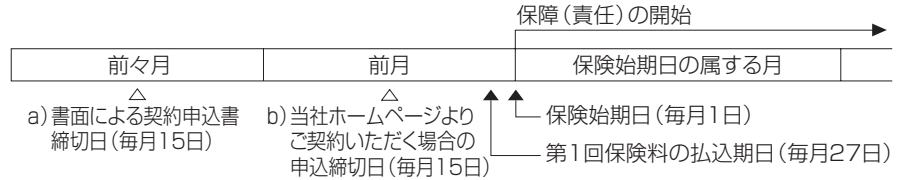
保険料はすべてのご契約について月払でお支払いいただき、払込の方法は、当社と提携している金融機関による口座振替または当社と提携しているクレジットカード会社を通じたクレジットカード払いになります。

■保障の開始日と第1回保険料の払込について

- ・契約申込書など契約関連書類をご提出いただきました後(注1)、ご契約の引受けに関する通知および第1回保険料の払込のご案内を通知します。
- ・保険始期日は第1回保険料払込期日(27日(注2))の翌月1日となり、保険始期日の午前0時から保障が開始します。
- ・第1回保険料の払込がない場合には、当社はこの保険契約を解除することができます。

(注1) 当社ホームページ(インターネット)よりお申込みいただく場合は、書類のご提出に代えて、契約申込画面への所要事項の入力になります。

(注2) この日が金融機関などの休業日である場合は、翌営業日になります。



■第2回以降保険料の払込について

・お払込方法

第2回以降保険料については、保険始期日の属する月の保険証券に記載された払込期日(原則として毎月27日)に、ご指定の口座からの振替またはご指定のクレジットカードによりお支払いいただきます。

・保険料が払込まなかった場合

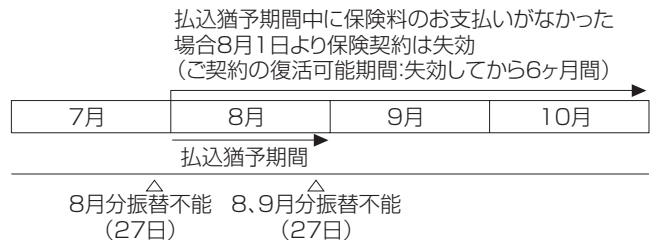
残高不足、口座解約などにより、第2回以降保険料が払込まなかった場合には、翌月に2回分まとめてご請求いたします。なお、保険証券に記載の払込期日の属する月の翌月末日までが払込の猶予期間となり、猶予期間中に払込まなかったときは、保険契約はその払込期日の翌月初日から効力を失います(保険契約の失効)。この場合、その払込期日の翌月初日以後に生じた保険金の支払事由または保険料払込の免除事由に対しては、保険金を支払わず、また保険料の払込を免除しません。

■ご契約の復活

・保険契約が効力を失った日からその日を含めて6ヶ月以内であれば、所定の手続きをとっていただいたうえで、ご契約の復活を請求することができます。この場合、あらためて告知をいただくとともに、失効期間中に払込いただけなかった保険料を所定の期日までにお支払いいただきます。ただし、既に解約の請求をされている場合は、復活の請求をすることはできません。

・当社が復活を承認した場合は、失効期間中に払込いただけなかった保険料を当社が領収した時からご契約の責任を負います。この場合、ご契約の責任を開始する日を「復活日」といいます。

▶ご契約の復活の手続きの際にも、健康状態などの告知義務が適用されます。したがって、告知内容などによってはご契約を復活できない場合や、告知義務違反があった場合にはご契約が解除されることがありますのでご了承ください。また、ご契約が復活した場合であっても、復活日前にケガ、病気などの支払事由または保険料払込の免除事由に該当されている場合は、保険金のお支払いまたは保険料払込の免除をいたしません。



7 解約と解約返戻金について

■入院手術保険および付帯されている特約を解約された場合の解約返戻金は以下のとおりです。

●入院手術保険

・保険料払込期間中の解約の場合:解約返戻金はありません。

・保険料払込期間経過後の解約の場合:入院保険金日額(注)の10倍を解約返戻金としてお支払いします。(保険料払込期間満了の日までの保険料が全額払込まれていることを要します。)

(注) 保険期間の途中で、入院保険金日額を減額された場合は、解約日時点の入院保険金日額が適用されます。

●先進医療特約およびがんによる保険料払込の免除特約

保険期間を通じて解約返戻金はありません。

■入院手術保険を解約されますと、付帯された各特約も同時に解約となります。

8 保険金の支払事由・保険料払込の免除事由が生じた場合について

■保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときの通知

保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた場合は、それぞれの事由が生じた日からその日を含めて30日以内に、ケガ・病気の内容等について当社の事故受付サービスセンター(0120-936-508)までご連絡ください。正当な理由がなくご通知のない場合、または事実と異なることをご通知された場合は、それにより当社が被った損害賠償額を差し引いて保険金をお支払いし、または、それにより当社の事実確認が遅延した期間については保険料の払込を免除しません。

■代理請求人による保険金等の請求について

被保険者が保険金(または保険料払込の免除)を請求できない特別な事情がある場合で、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げるいずれかの者が当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金(または保険料払込の免除)の請求をすることができます。

①被保険者と同居または生計を共にする法律上の配偶者

②①に該当する方がいない場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③①および②に該当する方がいない場合には、①以外の法律上の配偶者または②以外の3親等内の親族

■保険金請求に必要な書類等について

保険金(または保険料払込の免除)の請求にあたっては、必要に応じて当社の定める次の書類をご提出いただくなど、所定のお手続きが必要となります。

①保険金請求書

②保険証券

③当会社の定める傷害または疾病の状況報告書

④公の機関(やむを得ない場合には第三者)の事故証明書

⑤傷害もしくは疾病の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書

⑥入院日数を記載した病院または診療所の証明書

⑦被保険者の印鑑証明書

⑧被保険者の住民票

⑨委任を証する書類、委任を受けた者の印鑑証明書(請求を第三者に委任する場合)

*上記書類に加え、医療機関等へ症状、治療内容等を照会するための同意書をご提出いただくこともございます。

9 保険金の支払時期について

保険金請求に必要な書類のうち、当社が求めたもの全てを受理した日から30日以内に、当社は必要な事実確認を行い、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会や調査が必要な場合は、普通保険約款で別途定める日数までに保険金をお支払いします。

10 保険金・保険料払込の免除・解約返戻金の請求権と時効について

■保険金・保険料払込の免除の請求権

それぞれの保険金、保険料払込の免除または解約返戻金の請求権は、以下の時から発生し、行使することができます。

請求権	起算点
傷害入院保険金・疾病入院保険金	被保険者が入院を要しない程度に回復した時または被保険者の入院日数が支払限度日数に達した時
手術保険金	被保険者が対象となる手術を受けた時
先進医療保険金	被保険者が先進医療に係る技術料の請求を受けた時
保険料払込の免除	保険料払込の免除事由が生じた時
解約返戻金	保険契約者により保険契約が解除された時

■時効

上記「起算点」で定められた時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって請求権は消滅します。

11 損害保険募集人について

本商品の保険募集におきましては、当社の損害保険募集人（取扱代理店）は保険契約締結の代理権を有しておりません。従いまして、お引受けの可否につきましては当社で判断させていただきますのでご注意ください。

12 法令等の改正に伴うご契約内容の変更について

公的医療保険制度の改定によりこの保険契約の条項を変更する必要性が生じたときは、主務官庁の認可を得て、この契約の契約内容（特約を含みます。）を変更することがあります。

13 損害保険契約者保護機構について

・引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金や解約返戻金のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
 ・損害保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があります。この保険は、「損害保険契約者保護機構」の補償対象種目であり、保険金、無事故戻し金、解約返戻金等の90%がこの保護機構により補償されています。ただし、経営が破綻した時点で保険料などの算出の基礎となる予定利率が金融庁・財務省の定める基準利率を過去5年間常に越えていた場合には、上記にかかわらず、損害保険契約者保護機構による保険金なども補償割合は90%を下回る場合があります。

14 相談、苦情、連絡等の窓口について

P.2の契約概要 12 相談・苦情・連絡等の窓口についてをご確認ください。

その他の事項

1 契約申込書・告知書・意向確認書のご記入などについて

■書面によるお申込みの場合

契約申込書・告知書・意向確認書は、すべてご契約者および被保険者ご自身でご記入ください。ご記入に際しては、「契約概要／注意喚起情報」をよくご確認ください。送付前にご記入いただいた内容についてご確認くださいませようお願いします。

■当社ホームページからのお申込みの場合

契約申込画面にしたがって、ご契約の申込内容・告知内容・意向確認内容を、すべてご契約者および被保険者ご自身でご入力ください。ご入力に際しては、「契約概要／注意喚起情報」をよくご確認ください。送信前にご入力いただいた内容についてご確認くださいませようお願いします。

2 保険料の初年度キャッシュバックについて

一定の条件を満たされた場合には、初年度に限り、保険始期日より13ヶ月目に月払保険料の1か月分（上限3,000円）をキャッシュバックいたします。

■初年度インターネットキャッシュバック

当社のホームページを通じてお申込みされたご契約が成立した場合、キャッシュバックいたします。

■初年度自動車保険契約者キャッシュバック

「アクサダイレクトの入院手術保険」にお申込みされた時点（申込日）で、同一のご契約者により「アクサダイレクト総合自動車保険」にご加入中またはご契約が成立されている場合、キャッシュバックいたします。

〔お支払条件〕

- ・入院手術保険のご契約が保険始期日から1年経過時点で有効な契約であること。（ご契約が失効・無効・消滅となった場合や、解約・解除・取消された場合は対象となりません。）
- ・入院手術保険の契約初年度（12ヶ月分）の月払保険料がすべて払込まれていること。
- ・入院手術保険のご契約が保険始期日から1年経過時点で入院保険金額の減額および契約時に付帯されている特約の解約がなされていないこと。
- ・入院手術保険のご契約が保険始期日から1年経過時点で保険料払込の免除となっていないこと。

3 入院手術保険の保障内容

■保険金などをお支払いする場合

※詳細については「普通保険約款／特約」でご確認ください。

保険金などの種類	約款/特約名	保険金などをお支払いする場合	お支払額	お支払いなどの限度
傷害入院保険金	入院手術保険 普通保険約款 （すべてのご契約が対象となります。 また、すべてのご契約に無事故戻し金特約が適用されます。）	責任開始期以後に発生した事故による傷害を直接の原因として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の保険期間中に、治療を目的とする入院（注1）をした場合に傷害入院保険金をお支払いいたします。	保険証券記載の 傷害入院保険金日額 ×入院日数	・1回の入院60日まで ・通算の入院日数 1,095日まで
疾病入院保険金		責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に、治療を目的とする入院（注1）をした場合に疾病入院保険金をお支払いいたします。	保険証券記載の 疾病入院保険金日額 ×入院日数	・1回の入院60日まで ・通算の入院日数 1,095日まで
手術保険金		責任開始期以後に発生した事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に、治療を目的とする手術（注2）を行った場合に、手術保険金をお支払いいたします。	保険証券記載の 手術保険金の額 （入院保険金日額の10倍）	一部の手術を除き、お支払いの限度はございません。詳細につきましては、P.6をご確認ください。
無事故戻し金		無事故判定期間中に、入院保険金および手術保険金の支払がなかった場合に、1年ごとの無事故判定期間満了後に無事故戻し金をお支払いいたします。	保険証券記載の 無事故戻し金額 （入院保険金日額と同額）	保険料払込期間満了まで（保険料払込中に限りお支払いします。）
先進医療保険金		責任開始期以後に発生した事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、この特約の保険期間中に、先進医療（注3）による療養を受けた場合に、先進医療に係わる技術料に応じて、先進医療保険金をお支払いいたします。	保険証券記載の 先進医療保険金額 （20,000円）× 支払倍率（5～305倍）	通算の支払倍率700倍まで

（注1）美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術および治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院を除きます。

（注2）手術とは、治療を目的として公的医療保険制度の医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術をいいます。ただし、抜釘術、美容整形上の手術、歯科治療の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査等）のための手術は除きます。また、医科診療報酬点数表により手術料が算定されない新生物根治放射線照射（50Gレイ以上）および悪性新生物温熱療法は手術とみなします。

（注3）先進医療とは、公的医療保険制度を定める法律に規定された評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療をいいます。ただし、療養（診察、薬剤または治療材料の支給、処置、手術その他の治療をいいます。）を受けた日現在、公的医療保険制度の法律に定める療養の給付に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

■保険料の払込を免除する場合

※詳細については「普通保険約款／特約」でご確認ください。

	約款／特約名	保険料の払込を免除する場合
保険料払込の免除	入院手術保険 普通保険約款 (すべてのご契約が対象)	責任開始期以後に発生した事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、被保険者が所定の障害状態(注4)になられたとき、保険料払込の免除事由が生じた日の属する月以降に到来する払込期日より保険料を免除します。
	がんによる 保険料払込の免除特約 (任意で付帯できます。)	責任開始期からその日を含めて91日以後に、初めてがん(注5)と医師により診断確定された場合、保険料払込の免除事由が生じた日の属する月以降に到来する払込期日より保険料を免除します。

(注4) 所定の障害状態についてはP.6～7の「その他の事項 3 入院手術保険の保障内容■保険料払込の免除について」でご確認ください。

(注5) 上皮内がんおよび皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除きます。

■入院の取扱いについて

(同一の原因によって2回以上入院した場合)

①傷害入院保険金

同一の事故を直接の原因とする入院が2回以上ある場合は、1回の入院とみなして、同一原因の各入院日数を合算し、傷害入院保険金の1回の入院のお支払限度日数(60日)に含めて取扱います。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院は、疾病を直接の原因とする入院とみなし、別の入院として取扱います。

②疾病入院保険金

同一の疾病またはこれと因果関係がある疾病を直接の原因とする入院が2回以上ある場合は、1回の入院とみなして、同一原因の各入院日数を合算し、疾病入院保険金の1回のお支払限度日数(60日)に含めて取扱います。ただし、疾病入院保険金が支払われることとなった最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院は、別の入院として取扱います。

(支払事由が重複して生じた場合)

①傷害と傷害

被保険者が2以上の事故により入院し、傷害入院保険金の支払事由が重複して生じた場合は、当初の事故による傷害入院保険金が支払われる期間については、異なる事故による傷害入院保険金は重複して支払いません。この場合、異なる事故による入院については、当初の事故による傷害の完治後より、傷害入院保険金をお支払いします。ただし、重複した期間は、1回の入院についての支払限度日数の計算に算入します。

②疾病と疾病

被保険者が2以上の疾病の併発により入院し、疾病入院保険金の支払事由が重複して生じた場合は、その入院を開始した直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなします。

③傷害と疾病

被保険者が事故および疾病により入院し、傷害入院保険金の支払事由と疾病入院保険金の支払事由が重複して生じた場合は、傷害入院保険金が支払われる期間については、疾病入院保険金は支払いません。

■手術の取扱いについて

(お支払対象とならない治療など)

・健康保険などの公的医療保険制度の医科診療報酬点数表により手術料が算定されない手術は、お支払いの対象になりません。ただし、所定の放射線治療・温熱療法は対象となります。

・抜釘術(骨折の固定に用いた金属[プレート、ネジ、鋼線など]を取り除く手術)、美容整形上の手術、歯科治療の手術(抜歯術など)、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査(生検、腹腔鏡検査等)のための手術はお支払いの対象になりません。

(お支払回数に制限がある手術)

・時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合は、1回の手術とみなします。

・次のいずれかに該当する手術は、施術の開始日から60日の間に1回の支払を限度とします。

①新生物根治放射線照射(50グレイ以上の照射が必要となります。)

②悪性新生物温熱療法

③レーザー・冷凍凝固による眼球手術(視力矯正手術[レーシック]などはお支払いの対象外になります。)

④衝撃波による体内結石破砕術

⑤ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術

■無事故戻し金のお支払いについて

・保険始期日以後に到来する1年ごとの各無事故判定期間満了時に、次の全てを満たす場合に無事故戻し金をお支払いいたします。

①保険料払込期間中であること

②その無事故判定期間において、入院保険金および手術保険金の支払が一切ないこと

③その無事故判定期間中の保険料全額の払込が完了していること。

・無事故判定期間中に、保険料の払込が免除されている場合には、無事故戻し金をお支払いしません。

■先進医療保険金のお支払いについて

先進医療保険金の支払事由に該当した場合、保険証券記載の先進医療保険金額(20,000円)に先進医療に係る技術料に対する支払倍率を乗じた金額をお支払いします(下表参照)。また、通算のお支払いの限度は、累計の支払倍率が700倍までになります。

先進医療に係る技術料	支払倍率	先進医療に係る技術料	支払倍率
～ 10万円以下	5	140万円超～160万円以下	75
10万円超～ 20万円以下	10	160万円超～180万円以下	85
20万円超～ 30万円以下	15	180万円超～200万円以下	95
30万円超～ 40万円以下	20	200万円超～250万円以下	105
40万円超～ 50万円以下	25	250万円超～300万円以下	130
50万円超～ 60万円以下	30	300万円超～350万円以下	155
60万円超～ 70万円以下	35	350万円超～400万円以下	180
70万円超～ 80万円以下	40	400万円超～450万円以下	205
80万円超～ 90万円以下	45	450万円超～500万円以下	230
90万円超～100万円以下	50	500万円超～550万円以下	255
100万円超～120万円以下	55	550万円超～600万円以下	280
120万円超～140万円以下	65	600万円超～	305

お支払いの対象としております手術・先進医療につきましては、当社ホームページ上の「手術・先進医療ナビガイド」にてご検索および詳細内容のご確認をいただけます。また、ご不明な点については当社カスタマーサービスセンター(0120-937-875)までお問い合わせください。

当社ホームページアドレス：www.axa-direct.co.jp

■保険料払込の免除について

被保険者が下記の障害状態に該当した場合は、保険料払込の免除事由が生じた日の属する月以降に到来する払込期日に払込むべき保険料の払込を免除します。

対象となる障害状態	対象となる障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。
	1.両眼の視力を全く永久に失ったもの
	2.言語および咀嚼の機能を全く永久に失ったもの
	3.中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身介護を要するもの
	4.胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身介護を要するもの
	5.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
	6.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
	7.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
	8.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

注1 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の判定は、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みがない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

注2 言語および咀嚼の機能

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こゝ頭音の4種類のうち、3種類以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合
 - ③ 声帯全部の摘出により発音が不能な場合
- (2) 「咀嚼の機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みがない場合をいいます。

注3 「終身介護を要するもの」の定義

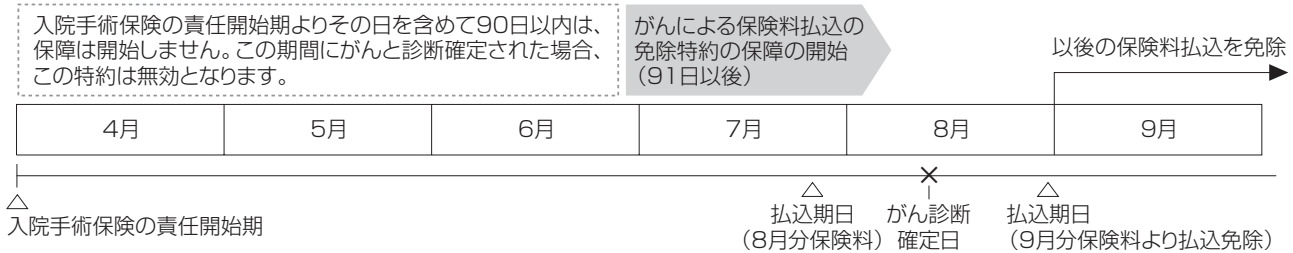
食物の摂取・排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴の、全部または一部を自分ではできず、常時または随時、他人の介護を要する状態をいいます。

注4 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ三大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては股関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込みがない場合をいいます。

【がんによる保険料払込の免除特約を付帯している場合】

●保障(責任)の開始および保険料払込の免除について



被保険者が責任開始期の属する日からその日を含めて91日以後に、初めてがん(注)と診断確定された場合は、保険料払込の免除事由が生じた日の属する月以降に到来する払込期日に払込むべき保険料の払込を免除します。

(注) 別表に定める悪性新生物をいいます。ただし、上皮内がんおよび皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除きます。

●保険料払込の免除事由となるがんの定義

・「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年度版)」の分類にもとづく以下の悪性新生物をいいます。

(がんによる保険料払込の免除特約 別表より)

分類項目	基本分類コード	分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00~C14	男性性器の悪性新生物	C60~C63
消化器の悪性新生物	C15~C26	尿路の悪性新生物	C64~C68
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30~C39	眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物	C69~C72
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40~C41	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73~C75
皮膚の悪性黒色腫	C43	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76~C80
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45~C49	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81~C96
乳房の悪性新生物	C50	独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
女性性器の悪性新生物	C51~C58		

・上皮内がん(上皮内新生物)および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは含みません。

●診断確定とは

医師が、病理組織学的所見(部検・生検)、細胞学的所見、理学的所見(X線、内視鏡等)、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかによって診断することをいいます。

●責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定された場合

責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に、被保険者ががんと診断確定された場合は、当社は保険料の払込を免除しません。この場合、保険契約者または被保険者のその事実の知・不知にかかわらず、この特約は無効となり、この特約部分の保険料の全額を返還します。

4 適用される特約

※特約の内容の詳細については、「普通保険約款/特約」でご確認ください。

■ご契約時に自動的に付帯される特約

先進医療特約/通信販売に関する特約(保険契約申込書の郵送による申込の場合)/インターネット等による通信販売に関する特約(インターネットでご契約された場合)/クレジットカードによる保険料支払に関する特約(クレジットカード払いをご選択の場合)

■ご契約時に任意で選択いただける特約

がんによる保険料払込の免除特約

5 保険料控除について

お払いいただいた保険料は、生命保険料控除の対象となります。(平成21年4月1日現在)
控除証明書につきましては、当社より毎年所定の時期にご契約者住所宛に送付します。

【プライバシーポリシー】

当社はお客様の信頼を第一と考え、「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」および関連法令、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(金融庁告示第67号)」ならびに外国損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守し、お客様の個人情報を適正に取り扱うとともに、正確性・機密性に努めてまいります。

また、当社は個人情報保護のため、従業員の教育指導を徹底し、個人情報の取扱い内容の見直しと、その継続的な改善に努めてまいります。

1 情報を収集・利用する目的

当社ではお客様とのお取引を安全確実に進め、最適な商品、サービスを提供させていただくため、適法かつ公正な手段により業務上必要な範囲内のお客様の情報を収集させていただいており、次の目的のために利用されます。

- ・保険契約の見積、引受、維持、管理
- ・保険金、給付金の支払
- ・関連会社、提携会社を含めた各種商品・サービスの案内、提供、管理
- ・当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、各種調査
- ・再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- ・その他保険事業に関連、付随する業務

2 収集する情報の種類

当社では、お客様の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレスなどの他、保険契約の引受、維持、管理、保険金の支払、各種サービスのご提供にあたり必要な情報を収集しています。

3 情報の収集方法

十分な安全保護措置を講じたうえで、インターネット上でお客様が入力された情報、あるいは、お電話や書面などの通信手段によりお客様よりご提供された情報を収集し、記録・保存（音声を含む）しています。

その他、Cookieの使用により、お客様のコンピュータ利用環境や、当社ウェブサイトのご利用履歴を収集しています。

【Cookieについて】

当社ウェブサイトでは、ご利用状況に関するデータ収集や、統計資料作成のためにCookieを使用しています。Cookieとは、お客様が当社ウェブサイトアクセスされた際に、お客様のコンピュータに小規模の情報を送信・格納する技術のことをいい、これにより当社では、お客様がどのページをご覧になったかの記録を収集しています。こうした情報にはお客様を特定する個人情報は含まれておらず、主として統計資料作成のために利用されます。

【SSL対応について】

当社ウェブサイトではお客様の大切な個人情報を安全に送受信するために、128ビット版SSLを使用しております。詳しくはサイトポリシーの【SSL (Secure Sockets Layer)】をご参照ください。

4 情報の提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なくお客様の情報を第三者に提供することはありません。

- ・法令に基づく場合
- ・業務遂行上必要な範囲で、保険代理店を含む委託先に取扱いを委託する場合
- ・再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合
- ・当社関連会社との間で共同利用する場合（「7.当社関連会社間での共同利用」をご覧ください）
- ・損害保険会社間等で共同利用する場合（「8.情報交換制度」をご覧ください）

5 センシティブ情報のお取扱い

当社は、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第6条」に基づき、保健医療などのセンシティブ情報を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用、または第三者提供を行いません。

- ・保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・法令に基づく場合
- ・人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- ・公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ・国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

6 情報の安全管理

お客様に関する情報は、正確かつ最新なものに保つよう努めるとともに、社外への漏洩、滅失または毀損が発生しないよう安全管理措置を講じ、万全を尽くしております。また、業務遂行上の必要性から外部業者に業務委託等を行う場合につきましても、委託先等に機密保持義務を課すなどその管理・監督に努めております。

7 当社関連会社間での共同利用

当社が収集したお客様に関する「2.収集する情報の種類」に掲げる情報は、当社の責任のもと当社関連会社（注）にて、商品・サービスの案内・提供および充実等のために共同利用させていただく場合があります。

（注）共同利用を行う「当社関連会社」とは、当社の親会社である保険持株会社およびその子会社をいいます。

8 情報交換制度

当社は、保険制度の健全な運営を確保するため、また、不正な保険金請求を防止するために、他の損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては（社）日本損害保険協会および損害保険料率算出機構のホームページ等を通じてご確認ください。

- ・社団法人日本損害保険協会 そんがいほけん相談室 電話番号:03-3255-1467
- ・損害保険料率算出機構 総務企画部 個人情報相談窓口 電話番号:03-3233-4141（内線:614）

9 お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

当社ではお客様からの各種ご照会等につきましては、ご本人であることを確認させていただいたうえで、対応します。

個人情報保護法に基づく開示等をご請求される場合は、下記「10.お問合せ窓口」までお申し出いただき、当社所定の請求書類等をご提出ください。原則として文書にて回答させていただきます。なお、ご本人以外からのご請求については、代理権の存在を示す資料（委任状など）のご提出が必要となります。お客様からの開示等のご請求に関しまして、別途定める手数料をいただく場合があります。当社からの電子メールや郵便あるいは電話などによるサービス等のご案内、および当社関連会社間等でのお客様情報の共同利用について、お客様がご希望されない場合は、契約管理その他当社業務上必要な場合を除き、取扱いを停止させていただきます。

10 お問合せ窓口

個人情報保護法に基づく開示、訂正、利用停止等のご請求、その他のお問合せは、下記までご連絡いただきますようお願いいたします。上記各条件に従い、お客様のご依頼に対応させていただきます。

お客様相談室

〒108-8638 東京都港区芝浦4-19-1 芝浦アークビル 0120-449-669（通話料無料） 受付時間：月～金 9:00～17:00

11 認定個人情報保護団体

当社は認定個人情報保護団体である一般社団法人外国損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

一般社団法人外国損害保険協会事務局

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3丁目20番4号虎ノ門鈴木ビル7F

電話番号: 03-5425-7854

受付時間 9:00～17:00（12:00～13:00を除きます）なお、土日祝日は休みです。

ホームページアドレス: <http://www.fnlia.gr.jp/>